瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第14号

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例(平成26年瀬戸市条例第25号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 糸

線で示すように改正する。	
改正後	改正前

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲 身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を 適切に行わなければならない。
 - (1) <省略>
 - (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1 項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第 11項の規定による公示がされたものに限 る。) 次号及び第4号に掲げる事項

(3)及び(4) <省略>

2 <省略>

- (特定教育・保育の取扱方針)
- げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に「げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に 定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心 定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心 身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を 適切に行わなければならない。
 - (1) <省略>
 - (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1 項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第 9項の規定による公示がされたものに限 る。) 次号及び第4号に掲げる事項

(3)及び(4) <省略>

2 <省略>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。